

金ケ崎町農業委員会告示第 18 号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の 3 の規定により、岩手県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 8 年 9 月 1 日

金ケ崎町農業委員会会長 菊地 成壽



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借 (円)	借賃の相手方	方法
三ヶ尻東関口 8 番 1	田	595	賃借権	水田	令和 9 年 1 月 1 日	5 年	1,785	公益社団法人 岩手県 農業公社	口座 振替

2 この公示は、1 の共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1 及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は 3 に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して 2 か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の 4 の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

農用地利用集積等促進計画
第 1－1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係（貸借・一括方式）
1 各筆明細

整理番号				区 分		氏名又は名称			同意印		住 所						
				農地中間管理機構に権利の設定をする者 (甲)		亡小関 巳之助 相続人代表 小関 元気					金ヶ崎町三ヶ尻渋川堤下 6 0 番地 1						
				農地中間管理機構 (乙)		公益社団法人 岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦					盛岡市神明町 7 番 5 号						
				農地中間管理機構から権利の設定を受ける者 (丙)		有住 寿哉					金ヶ崎町三ヶ尻上関口 7 番地						
権利の設定をする土地 (A)				(乙) 及び (丙) に設定する権利 (B)					徴収及び支払方法 (C)				権利の設定をする土地の (甲) 以外の権原者 (D)				備考
所在：金ヶ崎町			現況地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容 (利用目的)	期間 (5年)		借賃(年額) (円)	(甲) への支払方法	(丙) からの徴収方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印		
大字	字	地番					始期	終期									
三ヶ尻 以下余白	東関口	8-1	田	595.00	賃借権	水田 として利用	R9. 1. 1	R13. 12. 31	1,785	令和9年から 令和13年まで 毎年12月20日までに 指定の口座に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の 1 %）は毎年の 借賃から引き去る 借賃年額(円)① 1,785 手数料(円)② 17 手数料のうち消費税(円) 1 差引支払年額(円)①－② 1,768	令和9年から 令和13年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の 1 %）は毎年の 借賃と併せて支払う 借賃年額(円)① 1,785 手数料(円)② 17 手数料のうち消費税(円) 1 合計徴収年額(円)①＋② 1,802	別紙のとおり					
合計 1 筆				595.00					1,785								

注）（甲）、（丙）及び（D）欄の同意印は、氏名又は名称を本人又は代表者が自署したときは省略することができます。

促進計画様式 5 号の1-1（共通事項）

2 共通事項（貸借・一括方式）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1 の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(3) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第53条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案することができる。

イ 借賃の改定が行われた場合の当該年の借賃の支払いは、原則として当該年の7月末までに改定されたものを対象とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。

この場合において、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙ができる。

エ 甲、乙及び丙は、当該土地の1 の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 違約金

丙は、1 の各筆明細に定めた借賃の支払を遅延したときは、遅延した額について遅延した期間に応じ年14.6%の割合で計算した違約金を乙に支払わなければならない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 障害の除去

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、土石の除去や畦畔の補修等を行い、農地としての利用に支障を来す障害を除去する。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。

この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。

また、乙が附属物の設置をした場合において、権利の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。ただし、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義務を負わない。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。

また、乙が丙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。

ウ イに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。

エ 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、乙が取得した権利を解除することができる。

ア この定める農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）第12条第1号に規定する期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号）。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第2号）。

ウ 丙が、当該土地を適正に利用していないと認められるとき（機構法第21条第2項第1号）。

エ 丙が、正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。

オ 丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義誠実の原則に反した行為をしたとき。

カ 丙が、その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(12) 当該土地の返還

ア 権利の期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙及び丙は、法令に基づく権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(13) 手数料の支払

甲及び丙は、乙の定める事業規程第11条及び手数料徴収要領により手数料を乙に支払う。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で権利が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担者	該当土地改良区名	備考
経常賦課金（水利費等）	耕作者	岩手中部土地改良区	
	土地所有者		
償還賦課金	耕作者		
	土地所有者		